

第5回下野市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 令和2年2月14日(金) 午後1時30分～

2. 場 所 下野市役所304会議室

3. 出席委員

(1) 被保険者代表 加藤 尚徳 委員 稲見 郁夫 委員
浦谷 和哉 委員 伊藤 恵美子 委員
須崎 よしえ 委員

(2) 保険医又は保険薬剤師代表

荒井 博義 委員 内藤 文明 委員
赤羽根 久至 委員 鈴木 玉枝 委員

(3) 公益代表

高橋 芳市 委員 磯辺 香代 委員
吉永 希代子 委員 井上 永子 委員
金清 隆純 委員

(4) 被用者保険等保険者代表 遠藤 正三郎 委員

(以上15名)

4. 欠席委員

保険医又は保険薬剤師代表 高橋 康子 委員

被用者保険等保険者代表 坂入 宏一 委員 梁木 達夫 委員

(以上3名)

5. 出席職員

市民生活部長 山中 利明 市民課長 木村 一枝

市民課主幹 中里 智徳 市民課副主幹 上野 早苗

税務課長 倉井 和行 税務課主幹 飯野 信幸

税務課主幹 宇賀持 はる美 税務課主事 横島 隆玄

健康増進課副主幹 横田 亜樹子 市民課主事 秋元 悠里

(以上10名)

6. 議事録署名委員

被保険者代表 伊藤恵美子 委員

被用者保険等保険者代表 遠藤正三郎 委員 (以上2名)

7. 議 題

- (1) 令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について（資料1）
- (2) 令和2年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について
（資料2、参考資料2）
- (3) 下野市国民健康保険税条例の一部改正について（資料3）

報告事項

- (1) 下野市国民健康保険データヘルス計画（第2期）の進捗状況について（資料4）
- (2) 下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）の進捗状況について
（資料5）

そ の 他

- (1) 令和2年度の国民健康保険運営協議会スケジュール（案）及び国民健康保険事業計画の事業内容（案）について（参考資料2、3）

<開会 午後1時30分>

【市民課長】皆様こんにちは。定刻になりましたので、只今から令和元年度第5回下野市国民健康保険運営協議会を開会いたします。本日は被用者保険等保険者代表の坂入宏一委員と梁木達夫委員から欠席の連絡をいただいておりますので、ご報告いたします。高橋康子委員がお見えになっていませんが、遅れていらっしゃると思います。議事に入ります前に、前回の第4回運営協議会で委員の皆様からご審議いただきました、令和2年度から適用する国民健康保険税の税率等についての答申書を、1月31日（金）に磯辺会長から市長に提出していただきましたので、皆様にご報告申し上げます。これより議事に入るわけですが、下野市国民健康保険規則第9条の規定により、議事の進行を磯辺会長にお願いいたします。

【磯辺会長】本日はお忙しい中、第5回国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さっそく議事に入らせていただきます。議事がスムーズに進行できますよう、委員各位のご協力をお願いいたします。本日の出席人数は定数18名のところ15名で、下野市国民健康保険規則第11条の規定による会議の定足数を満たしておりますので本会議が成立していることをご報告申し上げます。続きまして、下野市国民健康保険規則第14条の規定により本日の会議録署名委員に被保険者代表の伊藤恵美子委員と被用者保険等保険者代表の遠藤正三郎委員を指名したいと思いますがご異議ございませんか。

—異議なし—

異議なしと認め、本日の会議の署名委員には被保険者代表の伊藤委員と被用者保険等保

険者代表の遠藤委員にお願いいたします。

それでは、会議次第に基づきまして、進行させていただきます。初めに議題（１）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について事務局の説明を求めます。

【事務局】 それでは、議題（１）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第３号）についてご説明させていただきます。資料１をご覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出をそれぞれ122万2千円増額し、予算総額55億7,475万8千円にするものでございます。内容につきましては、国保システム改修、財政調整基金利子、及び保険給付費等交付金の返還に伴う補正となっております。それではまず、歳入について説明いたします。４款 国庫支出金 １項 国庫補助金 ２目 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 １節 社会保障・税番号制度システム整備費補助金 につきましては、121万円の増額補正となっており、補正後の額も121万円となっております。こちらにつきましては、マイナンバーカードを保険証として利用することに対応するための国民健康保険の資格システムを改修することに対して、国から交付される補助金の増になります。続いて、６款 財産収入 １項 財産運用収入 １目 １節 利子及び配当金 につきましては、1万2千円の増額補正で、補正後の額は18万1千円となっております。こちらについては、国保財政調整基金の預金利子が当初見込みより増額となることによる、利子の増となっております。次に、歳出について説明いたします。５款 積立金 １項 １目 基金積立金 25 節 積立金 につきましては、1,051万2千円の減額補正で、補正後の額は3,965万7千円となっております。こちらについては、国保財政調整基金の預金利子の増に伴う積立金の1万2千円の増額と、それとは逆に平成30年度保険給付費等交付金の精算による返還金を補うため積立金の1,052万4千円減により、積立金を減額するものです。続いて、７款 諸支出金 １項 償還金及び還付加算金 ５目 保険給付費等交付金償還金 につきましては、1,052万4千円の増額補正で、補正後の額は1,052万5千円となっております。こちらについては、医療費支払いのために県から交付された普通交付金と、保健事業の実施により交付される特別調整交付金について、平成30年度交付分の精算により返還額が確定したことから、保険給付費等交付金償還金を増額するものでございます。最後に、８款 １項 １目 29 節 予備費 につきましては、歳入歳出の調整のため121万円の増額補正をするものでございます。事務局からの説明は以上になります。

【磯辺会長】 事務局からの説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

【須崎委員】 国民健康保険税の未納額はこちらに数字として出ているのですか。

【事務局】 保険税の収入につきましては、歳入予算の１款 国民保険税の中で、課税総額から未納を見込んだ額を差し引き、計上しています。実際は現在皆さんからお金を集めている最中で、予算の会計が閉まる令和２年の５月末まで収入がありますので、そこまでの収入により決算を行って初めて、今年度の収入額、納付率等が分かるようになります。

【須崎委員】昨年度はどれくらいの未納があったのでしょうか。

【磯辺会長】運営協議会においても国保の決算を見ていただくことがありまして、昨年度の未納の額や不能欠損額がもう出ていますよね。令和元年度のものは令和2年の9月以降に分かります。では平成30年度の数字をお願いいたします。

【事務局（税務課）】令和元年5月末現在、平成30年度分の国民健康保険税につきましては、収納率が81.5%、収入未済額が286,371,008円となっております。

【磯辺会長】他にございませんか。それでは議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について議案のとおり承認してよろしいか伺います。ご異議ございませんか。

－異議なし－

ありがとうございました。異議なしと認め、議題（1）令和元年度下野市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については承認されました。続きまして議題（2）令和2年度下野市国民健康保険特別会計当初予算につきまして事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、令和2年度下野市国民健康保険特別会計当初予算について説明いたします。資料2（追加）をご覧ください。こちらは資料2の概要説明になります。今月開催されます議会に上程する資料からの抜粋でございます。令和2年度の予算概要につきまして読み上げさせていただきます。

国民健康保険は、被用者保険の適用者以外のすべての方を被保険者とする公的医療保険制度であり、病気やけがをしたときに安心して医療を受けられるよう、お互いが助け合い医療費を負担する最も身近な医療保険制度で「国民皆保険」を支える重要な制度である。平成30年度からは県が財政運営の責任主体となり、国民健康保険運営の中心的な役割を担っており、県に国民健康保険事業費納付金を納めることにより、保険給付に必要な費用を県から交付されることとなった。

本市において、被保険者数は年々減少しているものの、65歳以上の被保険者の増加により1人当たりの医療費は増加傾向にあり、自主財源である国民健康保険税は減少が見込まれることから、引き続き財政の健全化と安定化の確保に努めるものとする。

令和2年度の予算総額は、52億9,433万8千円で、前年度当初予算55億435万5千円に対し2億1,001万7千円(3.8%)減の予算を計上した。

歳入については、被保険者数の減による約1,800万円の国民健康保険税収入の減少等により、財政調整基金4,200万円の繰入を計上した。

歳出については、保険給付費と国民健康保険事業費納付金の支出、及び保健事業費において医療費の適正化、被保険者の積極的な健康の保持増進を図るための予算を計上した。

退職被保険者等の給付については、令和元年度末で退職被保険者が全て一般被保険者

へ移行することから、月遅れ及び遡及請求のために計上した。

以上のように、令和2年度の当初予算につきましては、答申の内容に含ませていただいております。また、説明の中にありました、被保険者数の減少や一人当たり医療費の増加、国保税収の減少や基金の状況などが分かるグラフを、ページ下と次ページ以降に記載させていただきますので、後程ご覧頂ければと思います。

続きまして、参考資料3 下野市国民健康保険事業計画 令和2年度事業計画（案）をご覧ください。概要の中にもありました、医療費適正化や健康の保持増進を図るための具体的な事業を記載しております。事業内容としましては、事業運営の適正化推進のための国保運営協議会の開催、保健事業の推進のための特定健診や特定保健指導の実施、医療費適正化の推進のためのレセプト点検強化や医療費通知、後発医薬品差額通知の送付、国保税収納率向上のため口座振替の推進やコンビニ収納等による納税者の利便性向上などを挙げてございます。

次に、事業を実施するための予算額について説明させていただきたいと思っております。資料2 令和2年度 下野市国民健康保険特別会計当初予算（案）をご覧ください。令和2年度の予算総額につきましては、52億9,433万8千円で、前年度と比較して2億1,001万7千円増の予算となっております。まず、歳入予算の主な内容について説明いたします。1款 国民健康保険税につきましては、前年と比較しまして1,819万8千円減の1億5,862万円となっております。減額の主な要因としましては、被保険者数の減少によるものでございます。5款 県支出金につきましては、前年比較で8,572万8千円減の36億2,279万8千円となっております。こちらも減額の主な要因としましては、保険給付費の減による普通交付金の減額によるものです。7款 繰入金につきましては、前年比較で1億528万4千円減の4億829万3千円となっております。減額の主な要因としましては、財政調整基金繰入金の減額によるものでございます。続きまして、歳出予算の主な内容についてご説明いたします。2款 保険給付費につきましては、前年比較で8,866万6千円減の35億6,665万9千円となります。減額の主な要因としましては、被保険者数の減少によるものであります。

3款 国民健康保険事業費納付金につきましては、前年比較で1億2,063万8千円減の15億6,255万2千円となります。こちらの減額の要因につきましては、参考資料1 令和2年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について をご覧ください。こちらは栃木県の公表した資料となりまして、減少の要因は「被保険者数の減に伴う診療費総額の減及び公費の増」となっております。ここでいう「公費」とは何か県に確認しましたところ、65歳から74歳までの被保険者が多い国民健康保険に対して、社会保険の組合から納付頂いた負担金をもとに県へ交付される「前期高齢者交付金」とのことでした。この前期高齢者交付金につきましては、平成30年度の精算をしたところ約37億円の追加交付をされたことにより、令和2年度の事業費納付金の算定に充てることができたので、令和2年度の事業費納付金は当初の見込みよりも減となっております。参考として県内の各市町の納付金の額と標準保険料率について県公表の資料を付けておりますので、後

程ご覧頂ければと思います。それでは、資料2へお戻りください。4款 保健事業費につきましては、前年比較で138万1千円増の8,370万8千円となっております。増額の主な要因としましては、消費税率の変更及び診療報酬点数の変更と検査項目の追加に伴う特定健診単価の増によるものです。予算の歳入・歳出の主な内容につきまして、事務局からの説明は以上となります。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご不明な言葉やご質問がありましたらお願いいたします。国保の用語が難しいですね。例えば、歳出の3款 国民健康保険事業費納付金は県に納めるもので、2款 保険給付費は下野市の国保会計からお医者さんに支払う金額です。4款の保健事業費は、特定健診などの事業費です。

【浦谷委員】資料2の歳出 2款 保険給付費がマイナスになっています。これはいつまでもマイナスにはならないと思いますが、見通しとしてはプラス・マイナスゼロになるのはいつ頃なのでしょう。

【事務局】追加資料2にも記載があるのですが、一人当たりの医療費は少しずつ増加の傾向にありますが、それを超えるくらい被保険者が減少しているのです。現在保険給付費は減っているということになります。どのあたりで増加に転じるかということですが、何年かという具体的な推計は難しいですが、団塊世代の方が全員後期高齢者に移るのが2025年と言われているので、被保険者数の減少は2025年までは続いていくと思われま。また、現在国民健康保険に加入している若い方についても、国の施策で社会保険に適用させる範囲が拡大されているので、それもあり被保険者の減少に拍車がかかっているかと思います。数年は保険給付費の減少が進んでいきますが、団塊世代の方が全員後期高齢者に移り、社会保険の適用拡大がある程度固まったら、国民健康保険の加入者が安定する時期になった時点で、保険給付費が横ばいになるか少しずつ微増になっていくかということかと思えます。

【磯辺会長】ありがとうございました。浦谷委員よろしいでしょうか。まだ数年は減少傾向ということで、この減少した方たちは、被用者保険に移っているということですが、どうでしょうか。

【遠藤委員】協会けんぽは少しずつ増えています。

【浦谷委員】歳出4款 1項 特定健康診査等事業費の説明に特定健診単価の増とありますが、これはどのような内容でしょうか。

【事務局】こちらについては、消費税が令和元年10月に8%から10%になりましたが、来年度は年間を通して10%ですので、その分の増加となります。また特定健診単価の増については、診療報酬という、保険証を使ったときにお医者さんに支払う初診料を参考にしておりまして、その初診料の単価が上がったことと、検査項目に尿酸値を追加したことにより、集団検診の単価が上がった分の増加となります。

【磯辺会長】他にございませんか。それでは、議題(2) 令和2年度下野市国民健康保険特別会計当初予算につきまして、議案のとおり承認してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

異議なしと認め、議題（２）令和２年度下野市国民健康保険特別会計当初予算につきましては承認されました。続きまして、議題（３）下野市国民健康保険税条例の一部改正について事務局の説明を求めます。

【事務局（税務課）】下野市国民健康保険税条例の一部改正についてご説明いたします。資料３をご覧ください。３月に開催される議会に提案する議案になります。

概要としまして、令和２年度下野市国民健康保険税の限度額について、地方税法施行令の改正に伴い、運営協議会での検討結果に基づき改正するものであります。理由としましては国民健康保険事業の安定的な運営維持ができるよう、課税限度額について引き上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。医療給付分の課税限度額は５８万円で、改正後は６１万円となります。税率改正後の影響としましては、約５,７５０千円の増収が見込まれます。内訳は下記表のとおりです。施行期日は令和２年４月１日となります。続きまして、低所得者に係る保険税軽減の拡充に伴う条例改正(案)についての資料をご覧ください。令和２年度税制改正における国民健康保険税関連事項ということで令和元年１２月２０日に閣議決定を受けたものとなります。内容としまして、１点目が課税限度額の引き上げになります。国民健康保険税の医療給付分に係る課税限度額を、現行の６１万円から６３万円に引き上げる、そして介護納付金分に係る課税限度額を現行の１６万円から１７万円に引き上げるものになります。２点目は低所得者に係る保険税軽減の拡充についてです。軽減措置について、５割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を現行の２８万円から２８万５千円に、２割軽減の対象となる世帯の被保険者の数に乗すべき金額を現行の５１万円から５２万円に引き上げるというものです。下野市の対応についてですが、（１）課税限度額の引き上げについては運営協議会の答申結果に基づき実施予定となります。（２）低所得者に係る保険税軽減の拡充については令和２年度から実施予定となります。続いて裏面をご覧ください。３．低所得者世帯に対する軽減についてですが、所得が一定額以下の世帯に対して、均等割額と平等割額を７割、５割、あるいは２割軽減することで、低所得者世帯の負担を少なくする制度になります。

（１）軽減拡充の改正内容及び計算例は下記の表のとおりとなります。計算例で説明しますと、５割軽減の場合は３人世帯の場合は、改正前は１１７万円までの所得世帯が軽減該当となっていましたが、改正後は１万５千円拡充されます。２割軽減も改正前は１８６万円までが軽減該当となっておりますが、改正後はそこから３万円拡充となります。

（２）としまして、改正後の軽減世帯推計ですが、増減額の合計としましては１３２万４千円増額となります。世帯数については５割と２割の軽減世帯数が２６世帯増加すると見込まれ、軽減対象世帯の拡充が図られます。（３）としまして、施行期日につきましては、令和２年４月１日地方税法改正法案の成立後、国保税条例改正（専決処分）を行うということで対応させていただければと思います。説明は以上となります。

【磯辺会長】事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありました

らお願いいたします。限度額については、答申書を作る際に話し合いました。次のページの四角で囲んだ部分の（１）課税限度額の引き上げについては、国会で決めようとしている内容が入っているのでややこしいですが、今年の国会で限度額が上がることが決まったら、私たちの国保会計では来年の春にこれに倣って上げることになります。分かりにくいのは（２）低所得者に係る保険税軽減の拡充についてですが、こちらは軽減措置なので専決処分です。そのまま国が決めたとおりに行っていきます。上げる措置であるならば話し合いをしなければならないですが、軽減措置なので、市長は専決処分して、そのまま執行されます。これは１年待たずに、今年の春に国会で決まったら、そのまま行われていきますので、よろしくお願いいたします。ご質問がなければ、議題（３）下野市国民健康保険税条例の一部改正について、議案のとおりお諮りしてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、議題（３）下野市国民健康保険税条例の一部改正については承認とさせていただきます。続きまして報告事項（１）下野市国民健康保険データヘルス計画（第２期）の進捗状況についてと、（２）下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第３期）の進捗状況については一括して事務局の説明を求めます。

【事務局】報告事項に移る前に事務局から一つお願いがございます。本日承認いただきました、議題（１）、（２）、（３）につきましては、今月開会されます議会に上程するものでございますので、それまでは他の方の目に触れないようお願いいたします。

それでは、報告事項（１）下野市国民健康保険データヘルス計画（第２期）の進捗状況と、報告事項（２）下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第３期）の進捗状況についてご説明いたします。まず、データヘルス計画につきましては平成３０年度から令和５年度までの６か年を計画期間としており、計画の中では進捗状況を確認することが規定されております。今回、第２期計画初年度である平成３０年度の各種保健事業について、計画策定時に設定した評価指標に基づいた実績値をご報告させていただきます。また、特定健診実施計画につきましても平成３０年度から令和５年度までの６か年を計画期間としており、毎年度評価を実施することが規定されておりますので、併せてご報告させていただきます。なお、報告につきましては、担当より説明いたします。

【事務局】それでは下野市国民健康保険データヘルス計画（第２期）における平成３０年度の進捗状況についてご説明いたします。資料４をご覧ください。こちらは各種保健事業について、令和５年度の目標値が定められているものになります。今回平成３０年度の実績値を算出しましたので、それぞれ順番にご説明させていただきます。

まず１次予防の１．特定健康診査受診率につきましては、令和５年度の目標値が６０%のところ、平成３０年度の実績値は４９．４%となります。２．特定健診未受診者への通知発送率は目標値１００%、実績値９８．８%となります。３．人間ドック等の助成率は目標値１５%、実績

値 8.7%となります。4. 歯周病検診受診率は目標値 10%、実績値 3.2%となります。

続いて、2次予防の1. 特定保健指導は評価項目が細かく分かれております。まず特定保健指導利用率は目標値が 60%、実績値は全体が 28.2%、動機づけ支援が 31.3%、積極的支援が 17.1%となります。保健指導対象者の減少率については、目標値 25%、実績値 22.9%となります。次に動機づけ支援の生活習慣改善率と保健指導参加者の体重減少率については平成 30 年度の実績値が未評価となっておりますが、理由といたしましては、評価の対象者で連絡が取れない方に関しては令和元年度の健診結果をもって評価を行うこととしているのですが、令和 2 年 1 月に受診された方の健診結果が未把握となっているためです。保健指導参加後の判定結果の改善率については、こちらも令和元年度の健診結果が未把握の方がいらっしゃるため未評価となっております。次に積極的支援の生活習慣改善率は目標値 100%、実績値 93.3%、体重減少率は目標値 90%、実績値 86.6%となります。保健指導参加後の判定結果の改善率は、動機づけ支援と同じ理由で未評価となっております。2. 健診結果説明会の要指導者の参加率は目標値 60%、実績値 14.1%となります。3. 高血圧予防教室については参加率が目標値 10%、実績値 5.6%、生活習慣改善率が目標値 50%、実績値 63.2%となります。4. 健康づくり基礎教室については参加率が目標値 25%、実績値 1.0%、生活習慣改善率が目標値 50%、実績値 58.8%となります。5. 糖尿病重症化予防事業については血糖値の改善率が目標値 80%、実績値 44.4%、尿中塩分測定値の改善率が目標値 80%、実績値 55.5%となります。

最後に3次予防、1. 健診異常値の方への受診勧奨事業については医療機関受診率が目標値 20%、実績値 41.0%、受診状況未把握率が目標値 80%、実績値 60.2%となります。2. 病態別栄養相談については 65 歳未満の相談率が、目標値 40%、実績値 36.4%、検査結果の改善率が目標値 85%、実績値 88%となります。データヘルス計画の進捗状況についてのご説明は以上となります。

続きまして、下野市国民健康保険特定健康診査等実施計画（第3期）の進捗状況についてご説明いたします。資料5をご覧ください。こちらにつきましては、目標ⅠからⅢまで設けられており、今回平成30年度の実績値が目標値に対してどうなっているかをA・B・Cの3段階で評価したのとなっております。

それでは目標Ⅰからご説明いたします。特定健診実施率については、30年度の目標値47%に対し現状値が49.4%で、目標値を達成しておりますので評価はAとなります。30年度の特定健診の取り組みとしましては、表をご覧ください。まず未受診者対策としては、国保連の「とくなびAI」を活用した勧奨通知の送付を行いました。国保新規加入者に対しての制度の周知としては、国保加入のお手続きで来庁された方に対して健診等の案内チラシを配布しました。イベント等でのPRとして、産業祭等で啓発物資等の配布を行いました。今後の課題につきましては、受診率の低い40代から50代の被保険者に向けての勧奨強化を進めていく必要があります。こちらについては対策として令和元年度から未受診者の勧奨通知に40代・50代の方へのメッセージを追加して発送を行っております。

次に目標Ⅱ、特定保健指導実施率については、平成30年度目標値43%に対し現状値が28.2%で、未達成となっておりますので評価はCとなります。メタボリックシンドロームの状態の方と一歩手前の方でそれぞれ「積極的支援」と「動機づけ支援」の判定がされるのですが、その方々に対して、平成30年度は個別で保健指導を行いました。今後の課題としましては、未実施者に対して通知等で何かしらの勧奨を進めていく必要があります。

最後に目標Ⅲ、特定保健指導対象者減少率については、平成30年度目標値16.2%に対して現状値が22.9%で、達成しておりますので評価はAとなります。平成30年度は各種予防事業を実施いたしました。今後も健康づくりについての各種予防事業や普及啓発を継続して行っていく必要がございます。説明は以上となります。

【事務局】ただいま、担当よりそれぞれの計画の進捗や実績についてご報告させていただきましたが、当初に設定した評価指標や目標値が実績値と掛け離れている項目もいくつかございます。これについては、データヘルス計画の前半3年目となる令和2年度に中間評価を行うこととされておりますので、特定健診実施計画と併せて、令和2年度の運営協議会の中で、後半3年間に向けての評価指標や目標値についてご意見を頂ければと考えております。事務局からの説明は以上となります。

【磯辺会長】ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。この件につきまして、ご質問がありましたらお願いいたします。

【吉永委員】データヘルス計画の進捗状況について、目標値よりも実績値が高かった箇所がいくつかあります。例えば3次予防1.健診異常値受診勧奨事業の医療機関受診率は目標値20%、実績値41.0%ですが、こちらは想像していたよりも多くの人が受診したという解釈でよろしいのでしょうか。

【事務局】おっしゃるとおり、当初は20%程度受けていただきたいという見込みで目標を立てましたが、実際に受診した方がかなり多かったということでございます。

【磯辺会長】こういったことを含めて、令和2年度でデータヘルス計画の見直しをかけなくてはならないということです。

【事務局】健診異常値受診勧奨事業であれば、評価指標を変更しないのであれば、令和5年度の目標値を50~60%に変更するというように、中間評価の際にご意見をいただければと思います。

【伊藤委員】1次予防の4.歯周病検診は目標値10%、実績値3.2%になっています。体験した話なのですが、かかりつけの歯科医院で検診をやらしてもらおうと思ったらできなかったことがあり、今資料を見ると小山歯科医師会に委託して実施ということになっているので、医師会に入っていない病院は対象にならないわけですね。具体的には石橋なら土井歯科、国分寺ならゆきこ歯科は委託機関に入っていないです。実際私はかかりつけの歯科医院で自分で費用を払い検診を受けたのですが、そうすると実質の受診率は違ってくると思いますが、そのあたりはどうなのでしょう。

【磯辺会長】ここにパーセンテージが出ていますが、今の伊藤さんのような例があるの

で、小山歯科医師会に入っていない歯科もあるんですね。歯周病検診事業は国保でやっているのですか。

【事務局】国保と健康増進課で行っております。

【磯辺会長】小山歯科医師会に入っていない歯科で検診を受けた場合、受診率に入っていないのではないかとということです。

【事務局】歯周病検診事業については、市民課では国民健康保険被保険者と後期高齢者、健康増進課では市民を対象とし、3つがそれぞれ歯科医師会と契約を行ってお願いしておりますので、契約をしていない機関とも契約するというのであれば、3つが同じように契約をさせていただくこととなりますので、今後の検討課題とさせていただき、市民課と健康増進課で話し合いをしながら進めていきたいと思っております。

【磯辺会長】委託していない機関があって正確な受診率になっていないということもあるかと思っておりますので、今後どう工夫して数字を出していくか見当が必要となってきます。こういったことも含めまして、令和2年度にデータヘルス計画を見直していきたいと思っております。他にございますか。今ご質問がなければ、令和2年度の検討課題ということで、よろしく願いいたします。

それでは最後に5. その他の(1) 令和2年度の国民健康保険運営協議会スケジュール(案)及び国民健康保険事業計画の事業内容(案)について事務局の説明を求めます。

【事務局】それでは、令和2年度の国民健康保険運営協議会スケジュール(案)及び国民健康保険事業計画の事業内容(案)について説明いたします。参考資料2をご覧ください。令和2年度の運営協議会につきましては全4回の開催を予定しております。また、本年度は台風の影響で中止となりました委員研修会への参加を予定しております。また、先ほど申し上げましたデータヘルス計画等の中間評価についてもご協議を頂ければと考えております。続きまして参考資料3でございますが、先ほど令和2年度当初予算の際に説明させていただいておりますが、令和2年度の第1回目の運営協議会には各事業について具体的な目標値を入れた事業計画(案)を資料として改めてご提示させて頂く予定でおります。事務局からの説明は以上となります。

【磯辺会長】事務局から他に何かございますか。それでは、被保険者代表の加藤委員と浦谷委員が今年度を持ちまして委員を解任となりますので、一言頂戴したいと思います。最初に加藤委員お願いいたします。

【加藤委員】公募委員として4年間出席させていただき、ありがとうございました。今後も国保運営に対して注視して参りたいと思っております。皆様におかれましてはますますご尽力されることをお願い申し上げます。ありがとうございました。

【磯辺委員】ありがとうございました。続きまして、浦谷委員お願いいたします。

【浦谷委員】この度75歳になりまして、国民健康保険制度から後期高齢者制度へと仲間入りしました。委員として色々と勉強させていただき大変有意義な時間を過ごさせてもらいました。本当に感謝しております。皆様におかれましても、今後の国民健康保険事業の健全な発展が継続されるよう祈念しております。ありがとうございました。

【磯辺会長】ありがとうございました。それでは、本日予定しました議事はすべて終了いたしました。以上をもちまして、協議会を閉会したいと思いますがお異議ございませんか。

－異議なし－

異議なしと認め、第5回下野市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。本日はお忙しい中をお集まりいただき、また円滑な議事進行にご協力いただき誠にありがとうございました。

<閉会 午後2時40分>